

○愛西市スポーツ及び芸術文化等振興賞賜金交付要綱

平成23年3月23日

告示第17号

改正 平成29年3月31日告示第56号

令和4年3月31日告示48号

令和6年3月28日告示47号

令和8年3月26日告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市のスポーツ及び芸術文化の振興並びに地域の発展を図るため、スポーツ又は芸術文化部門で優秀な成績を収めた個人又は団体に対し、愛西市スポーツ及び芸術文化等振興賞賜金（以下「賞賜金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 賞賜金の交付の対象者は、次条の交付の要件を満たす者又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の学校に在籍する者
- (3) 市内に活動の本拠を置く団体
- (4) 市内の事業所に勤務するものによって構成された団体
- (5) 前各号の規定に準ずる者又は団体で、市長が特に必要があると認めるもの

(交付の要件)

第3条 賞賜金は、次の各号のいずれかの要件に該当する場合に交付するものとする。

- (1) 地区予選又は選考を経て全国大会等（国、県又はこれらに準ずる公的団体若しくは財団法人、社団法人、新聞社等が主催、後援等を行う全国規模の大会及びそれに準ずると市長が認める大会をいう。以下同

じ。) の出場資格を得ること。

(2) 地区予選又は選考を経ずに全国大会等に出場し、優秀な成績を収めること。

(3) その他市長が前2号に準ずると認める場合
(賞賜金の額等)

第4条 賞賜金の額は、次の表のとおりとする。

区分	賞賜金の額
個人	1人につき 5,000円
団体	構成員1人につき5,000円とし、20,000円を上限とする。

2 前項の賞賜金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(申請手続)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする者は、第3条各号に規定する要件を満たした後、速やかに愛西市スポーツ及び芸術文化等振興賞賜金交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 全国大会等の開催要項等大会の内容が記載された書類

(2) 地区予選の結果又は選考の経緯が記載された書類(第3条第1号に該当する場合に限る。)

(3) 全国大会等の結果が記載された書類(第3条第2号に該当する場合に限る。)

(4) 地区予選、選考、全国大会等に係る登録選手等名簿(団体の場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、全国大会等が開催される年度内に行わなければならない。

ただし、全国大会等の開催時期により当該年度内に申請することが困難で

あるときその他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、賞賜金の交付を決定するものとする。

(交付方法)

第7条 賞賜金は、前条で規定する交付の決定後遅滞なく交付するものとする。

2 賞賜金の交付場所は、愛西市企画政策部秘書課とする。

(公表)

第8条 賞賜金の交付を受けた者は、愛西市の広報紙に公表するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、賞賜金の交付に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第56号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第48号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日告示第47号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日告示第68号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。